

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	—
第2章 安定性・継続性（学校法人君が淵学園運営の基本）		
2-1 理事会	○	—
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	(2) (5)
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	—

<適合状況についての解説>

第2章 2-3 (2) 監事の選任
③監事相互の就任・退任時期について、現時点では同時期での就任となりますが、今後、寄附行為の改訂を進めるうえで、監事の業務の継続性が保たれるよう就任・退任時期を十分考慮した選任を検討してまいります。
第2章 2-3 (5) 常勤監事の設置
常勤監事の設置を義務とする基準については、「事業活動収入100億円又は負債200億円以上」の大学が対象であり、本学は該当しないことから、常勤監事を設置していませんが、監事の監事機能充実及び向上にむけて常勤監事を補完する組織形成を進めてまいります。